

# 研究員 の眼

## 山口県は九州北部 !?

気象の地域区分における、下関地方气象台の変遷

保険研究部 主席研究員 篠原 拓也  
(03)3512-1823 tshino@nli-research.co.jp

気象では、北海道から沖縄まで、日本全国を12の地域区分に分けている。地域区分は、原則として、都道府県単位で設定されているが、鹿児島県だけは奄美地方を奄美、それ以外を九州南部としている。

図表1. 気象での12の地域区分



### 地方分類

- (北日本)
  - ・北海道
  - ・東北
- (東日本)
  - ・関東甲信
  - ・北陸
  - ・東海
- (西日本)
  - ・近畿
  - ・中国
  - ・四国
  - ・九州北部
  - ・九州南部
- (沖縄・奄美)
  - ・奄美
  - ・沖縄

※ 「日本の気候」(気象庁HP) ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kisetsu\\_riyou/tenkou/Average\\_Climate\\_Japan.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kisetsu_riyou/tenkou/Average_Climate_Japan.html)) より

この図をよく見ると、1つ不思議な点に気がつく。山口県が、九州北部に含まれているのだ。一般に、地理の分類では、山口県は中国地方の一部とされることが多いと思われるが、気象の地域区分では九州北部の一部となっている。なぜなのだろう。今回は、この点を調べてみた。

◇ 山口県は、戦後4年あまり、中国の区分に含まれていた

山口県では、下関地方気象台が中心となって、気象の観測や予報等が行われてきた。同気象台の前身は、1883年(明治16年)に観測を開始した下関測候所だ。その変遷を追うと、次表のようになる。

図表2. 下関地方気象台(山口県)の変遷(主なもの)

|            | 内容   | 下関の管轄     | 管区気象台の体制              |
|------------|--|-----------|-----------------------|
| 1883年1月1日  | 下関測候所創設〈内務省地理局〉  | 中央(東京)気象台 | 中央(東京)のみ              |
| 1887年4月1日  | 県営移管され、山口県下関測候所となる   | 山口県       |                       |
| 1888年3月1日  | 山口県赤間ヶ関測候所となる  |           |                       |
| 1902年6月1日  | 山口県下関測候所となる  |           |                       |
| 1938年10月1日 | 国営移管され、中央気象台下関測候所となる(昭和13年10月1日文部省令第21号)                       | 中央気象台     |                       |
| 1939年11月1日 | 福岡管区気象台の管轄となる(昭和14年11月1日文部省令第52号)                              | 福岡管区気象台   | 中央+3管区(札幌、大阪、福岡)      |
| 1943年11月1日 | 気象官署は文部省から運輸通信庁の所管に  |           |                       |
| 1945年5月19日 | 気象官署は運輸省の所管に   |           |                       |
| 1945年8月15日 | 広島が管区気象台に加わり、その管轄となる(昭和20年8月15日運輸省令第18号)                       | 広島管区気象台   | 8管区(仙台、名古屋、広島、高松が加わる) |
| 1949年8月16日 | 9管区体制となる(昭和24年8月16日運輸省令第43号)                                   |           | 9管区(新潟が加わる)           |
| 1949年11月1日 | 広島が管区気象台ではなくなり、福岡管区気象台の管轄となる(昭和24年11月1日運輸省令第65号)               | 福岡管区気象台   | 5管区(札幌、仙台、東京、大阪、福岡)   |
| 1956年7月1日  | 中央気象台が運輸省の外局に昇格し、気象庁が発足(昭和31年6月11日法律第141号, 昭和31年6月30日運輸省令第36号) |           |                       |
| 1957年9月1日  | 下関測候所は下関地方気象台に昇格(昭和32年8月27日運輸省令第32号)                           |           |                       |
| 2001年1月6日  | 国土交通省が発足し、気象庁はその外局となる(平成11年7月16日法律第100号, 平成13年1月6日国土交通省令第3号)   |           |                       |

\* 太枠囲み部分は、山口県もしくは広島管区気象台の管轄であった時期

※ 「山口県の気象100年」(下関地方気象台, 1973年)と、官報(「日本法令索引」(国立国会図書館)による)をもとに、筆者作成

この表によると、戦前には、長い間、県営とされていた。戦後は、1945年8月15日(終戦日)~1949年10月31日の4年あまりの間、下関(山口県)は広島管区気象台の管轄とされている。この間、地域区分でいうと中国の区分に含まれていたことがわかる。

## ◇ 1939年に、下関が福岡管区気象台の管轄となったことがすべての始まり

上記の表では、1939年に、下関測候所は福岡管区気象台の管轄となっている。これが、山口県が九州北部に入る、そもそもの発端といえる。

この年、中央に加えて、札幌、大阪、福岡の3つの管区气象台が発足した。その際、全国の各測候所は、いずれかの管区气象台の管轄となった。

大阪管区气象台は、近畿地方、中国地方、四国地方の各府県の測候所を広く管轄することになった。一方、福岡管区气象台は、奄美を含む九州地方を管轄することとなった。

〔注〕以降は、明確な資料に行き着かなかつたため、筆者の推察を含む〕

このとき、山口県について、他の中国地方の諸県と同じく大阪管区气象台の管轄とするか、それとも地理的に近い福岡管区气象台の管轄とするか、検討が行われたのではないだろうか。

ここで、冬季の気象の特徴を見てみよう。北陸地方や山陰地方などの日本海側の諸県は大陸からの距離が長く、冬にはシベリア気団による大陸からの冷たい北西風の影響で西高東低の気圧配置となりやすい。もともと乾燥しているシベリア気団は、日本海からの水蒸気を含んで変質し、日本海側に湿った季節風をもたらす。この季節風が日本列島の中心を走る山脈に当たることで積乱雲が発生し、多雪となる。

一方、山口県は、九州北部と同様、朝鮮半島からの距離が短い。このため、冬にも北西風が海からの水蒸気をあまり含まず、降水量がそれほど多くなならない。つまり、山口県は、九州北部に似た気象となる。(この点については、2018年11月21日のウェザーニュース(参考資料)で詳しく解説されている。)

こうした点を踏まえて、1939年に、山口県の管轄は福岡管区气象台とされたものと考えられる。そして、このときに、気象の地域区分上、山口県は九州北部に入ることとなったわけだ。

## ◇ 1949年に下関は福岡管区气象台の管轄に戻された

その後、1945年の終戦の日に広島管区气象台などが発足して、8管区体制となった。その際、下関(山口県)は、中国地方として広島管区气象台の管轄に変更となった。その後、1949年8月には、新たに新潟が管区气象台に加わり、9管区体制となった。

ところが、同年11月には、新潟、名古屋、広島、高松が管区气象台ではなくなり、5管区体制に変更となった。

その際、広島管区气象台の管轄であった山口県をどうするかということが検討されたはずだ。そのなかで、他の中国地方の諸県のように大阪管区气象台の管轄とするのではなく、以前の姿に戻して、

福岡管区気象台の管轄とすることになったようだ。そしてそれ以降、現在までこの状態が続いている。

#### ◇ 管区気象台の管轄地域を分けて、地域区分を設定

1972年には、沖縄が本土復帰し、沖縄県ができた。このとき、沖縄には管区気象台は設置されず、沖縄気象台が設置された。5管区気象台プラス沖縄気象台という体制となり、いまに至っている。

その結果、各管区気象台と地域区分は、次のような関係となっている。

図表 3. 管区気象台と地域区分の関係

| 管区気象台等  | 地域区分         | 備考          |
|---------|--------------|-------------|
| 札幌管区気象台 | 北海道          |             |
| 仙台管区気象台 | 東北           |             |
| 東京管区気象台 | 関東甲信、北陸、東海   |             |
| 大阪管区気象台 | 近畿、中国、四国     | 中国に山口県は含まない |
| 福岡管区気象台 | 九州北部、九州南部、奄美 | 九州北部に山口県を含む |
| 沖縄気象台   | 沖縄           |             |

※ 筆者作成

このような経緯で、福岡管区気象台の管轄である山口県は、九州北部に含まれることになったものと考えられる。気象の地域区分1つとっても、戦前から戦中、戦後に渡って、様々な変遷が含まれているものと言えるだろう。

(参考資料)

「日本の気候」(気象庁HP)

([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kisetsu\\_riyou/tenkou/Average\\_Climate\\_Japan.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kisetsu_riyou/tenkou/Average_Climate_Japan.html))

「山口県の気象100年」(下関地方気象台, 1973年)

官報（「日本法令索引」（国立国会図書館）による）

「管区气象台」（ウィキペディア フリー百科事典）

「図解・気象学入門 — 原理からわかる雲・雨・気温・風・天気図」古川武彦・大木勇人著（講談社、ブルーバックス B-1721, 2011年）

「気象庁では、山口県を九州北部地方、新潟県を北陸地方としている」饒村曜氏（Yahoo! Japan ニュース, 2017年4月10日）

<https://news.yahoo.co.jp/byline/nyomurayo/20170410-00069717>

「山口県は九州なの!? 天気予報における地方区分の不思議」（ウェザーニュース, 2018年11月21日）

<https://weathernews.jp/s/topics/201811/160055/>

「山口県は中国地方？ 九州北部？ 天気予報の区分、そのルーツは」井上俊樹氏（毎日新聞, 2022年6月28日）

<https://mainichi.jp/articles/20220628/k00/00m/040/237000c#:~:text=%E6%99%AE%E6%AE%B5%E3%81%AE%E5%A4%A9%E6%B0%97%E4%BA%88%E5%A0%B1%E3%81%A7%E3%82%82,%E3%81%9F%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%AB%E3%81%95%E3%81%8B%E3%81%AE%E3%81%BC%E3%82%8B%E3%81%A8%E3%81%84%E3%81%86%E3%80%82>